

第 30 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成20年6月25日(水)

会場：農林水産省第1特別会議室

時間：16:01～17:20

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 中山間地域等直接支払制度の中間年評価の結果(案)について

(2) 平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

(3) その他

3. 閉 会

○課長補佐（直接支払業務班） それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから第30回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私、事務局を務めます中山間整備推進室直接支払業務班の課長補佐の西尾でございます。

本会議の議事進行につきましては、佐藤座長にお願いしたいと存じます。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 今日は、お忙しいところ、委員の先生方にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会につきましては、開催時間がいつもよりも少し遅いものですから、終わりの18時となっておりますが、できるだけ審議を円滑に行って少し早めに終えたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、乾専門委員がご都合でご欠席でございます。

それでは、初めに、農村振興局長よりご挨拶をお願いいたします。

○農村振興局長 それでは、第30回中山間地域等総合対策検討会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご出席の委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

当検討会は、昨年2月20日から数えまして、この1年間で7回にわたって開催をさせていただきました。この間、委員におかれては、小規模・高齢化集落に対する支援のあり方について、いろいろアドバイスを賜りました。早速、20年度の予算に反映させていただいたところでございます。

また、今日これからご説明させていただきますが、中山間地域等直接支払制度の中間年評価につきましては、昨年来、様々なアドバイスをいただきました。改めまして心から感謝を申し上げたいと思います。

本日の検討課題でございますけれども、先月ご論議いただきました直接支払制度の中間年評価の結果の案、それから19年度の実施状況、この2点についてご報告申し上げ、ご検討いただく予定にしております。

特に、中間年評価につきましてはほぼ1年かけてご検討いただきました評価結果でございます。先月16日の検討会で賜りましたご意見を踏まえまして、案となったものを用意させていただきました。

後ほど担当から詳細につきまして説明させていただきますけれども、本日の検討会にお

きましていただきましたご意見を踏まえまして、今月末までに公表の予定としているところでございます。

先ほど、佐藤座長からもございましたが、限られた時間の中ではございますけれども、ぜひとも忌憚のないご意見を賜りまして、私どもによきアドバイスを賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○課長補佐（直接支払業務班） まず上から、第30回中山間地域等総合対策検討会議事次第、次に本検討会の委員名簿、検討会配布資料一覧、資料1といたしまして「中山間地域等直接支払制度の中間年評価の結果（案）」、資料1の別添となりますが、「関連データ編」、資料2といたしまして、「平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」、資料3が「実施状況の概要」、資料4が写真つきPR版、補足参考資料といたしまして取組事例、それと1枚紙でございますけれども、協定とセンサス集落の範囲の整理、こちらの紙でございます。最後に、参考資料といたしまして、「平成20年度農村振興局の組織改正について」を配布させていただいております。配布漏れはございませんでしょうか。

なお、「平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」につきましては、本日の検討会終了後、公表する予定としております。

○佐藤座長 それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

お手元に配布されている議事次第にございますように、本日の議題は、「中山間地域等直接支払制度の中間年評価の結果（案）」についてとそれから「平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」についての2つを予定してございます。順次事務局から説明をいただきまして、その後、議題ごとに皆様方のご意見、ご審議等を賜りたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○中山間整備推進室長 4月から中山間整備推進室長をしております坂本でございます。私から資料をご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

この資料は、先月の検討会でもご説明させていただきましたとおり、2ページから始まりまして、32ページまでは、前回と全く変わってございませんので、本日はご説明を省略させていただきますが、ただ1点、8ページをご覧くださいと思います。

本日、この中間年評価の評価結果をご議論いただいた後、19年度の実施状況についてもご説明させていただきますけれども、ここの8ページの（注）にありますとおり、中間年

評価において分類・集積・分析したデータは、平成19年12月末時点のものでございます。それに対しまして、後ほどご説明させていただきます19年度実施状況のデータは、本年3月末時点のものでございます。従いまして、19年度の実施状況と中間年評価の関連データ編をクロス集計しておりますが、3カ月間のズレがございまして、集落の協定の数に多少のズレがございしますが、その点はこういう事情があるということでご了解いただきたいと思います。

恐縮でございますが、資料1の33、34ページをお開きいただきたいと思います。

30ページまでの内容については、前回ご説明させていただきました資料において、委員の皆様方にご議論いただき、一定の意見をいただきました。あるいは、当日、出席できなかった方で個別にご説明させていただいた委員の方もいらっしゃいます。そういった方々から貴重なご意見をいただきました。

私どもは、そうしていただいたご意見を一定の分類をいたしまして整理させていただきましたので、ご紹介させていただきます。

整理にあたっては、まず、評価そのものに対する全体的、総括的な意見を整理させていただき、その後、総合評価の結果に対する意見、取り組むべき事項に対する意見、都道府県の評価に対して、私どもが一定の整理をしたものに対する意見、そのほか、こういったカテゴリーには属さない意見について見出しをつけて整理させていただいております。

まず、当方が素案でご議論を賜りました評価結果に対する総括的な意見といたしまして、3点ほど分類させていただいております。

まず、「中間年評価の内容とそれについての分析結果については、全体として合理的との印象を受けた」という意見がございましたので、そのように記述させていただいております。

また、個別協定の評価については、集落協定と比べて低いということで、その理由等を私どもなりの分析でご説明させていただきましたけれども、それに対しまして、「個別協定についても「○」、あるいは「×」の絶対数は少ないので、全体的に順調に取り組まれていると理解してよろしいのではないか。」

あるいは、「この評価は、最終的に4協定ほどが交付停止等の事態に至ったわけであり、そういう厳密な評価を行いながらも全体としては高いということで、この結果は、予想以上の高成績だったという印象を受けた」というご意見もございました。

これらが総括的なご意見だったのではないかとということで、このように記載させていただいております。

また、協定ごとに、今回は「優」、「良」、「可」、「不可」という形で市町村担当者の方にそれぞれの協定を評価していただきました。

そういった評価につきまして、「基礎単価に取り組む集落協定のうち、総合評価が「可」となっている協定が8%と少し多いのは、原因が基礎単価の評価基準が厳しかったのか。あるいは、それとも実態的に少し問題があるのかというのは分析していく必要があるのではないか」といったご意見。あるいは、「面積が大きければ大きいほど評点がよいという結果が出ていることを踏まえた場合、現行対策では取り入れていない複数の集落協定の統合といった形の協定も含めた集落協定の面積を大きくしていくようなインセンティブ、これを働かせる仕組みの導入が必要なのではないか」といったご意見、あるいは「集落協定の規模と総合評価の関係で、集落協定が5ha以上10ha未満で2,500、30ha以上50ha未満で1,000以上となっている。こうした集落協定はセンサス集落とどのような関係にあるのか、その実態を分析しておくことが必要ではないか。」

このご意見については、資料を離れますが、本日お配りしている資料の一番最後のほうに、1枚紙で、正式には資料番号を付しておりませんが、協定とセンサス集落の範囲の整理という紙を1枚配らせていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。

ここでご指摘されたような実態の分析というところまでは至っておりませんが、私ども前回の検討会を終えた後、どのようなセンサス集落との重なり具合があるのかといったことにつきまして、一定の前提を起きまして調べさせていただきました。それを整理したものがこの1枚紙でございます。

前提といたしましては、私どもが現在持っている資料、ベストアヴェイラブルインフォメーションで何とかイメージができないかということで調べたわけでございますが、前提といたしましては2000年のセンサスにおきましては、平成14年の時点で実施いたしました委託調査がございまして、この調査結果で集落協定とセンサス集落との結びつきを調べてございました。

2000年のセンサスと平成14年時点での協定ということではいかにも古いだろうということで、この2000年センサスと2005年センサスのセンサス集落コード、これを一致するものを拾い出しました。おおむね9割が一致していたわけですが、この一致した2005年センサス集落と少し時点は変わるんですけれども、平成14年時点の集落協定との関係を調べてみました。

その結果、2に分類してございますように、1つのセンサス集落に1個の協定というのが一番多くて、センサス集落数で言えば、1万3,825、協定数同数となっております。

次に多かったのが、1センサス集落に複数の協定が存在しているといった状況でございます。協定数で言いますと1万198協定ということでございました。

また、Cのカテゴリーですが、1つの協定が複数のセンサス集落にまたがっているという形で存在しているもの、この分類には恐らく1つの協定が非常に多数のセンサス集落を飲み込んでいるというか、広がっているということがあると思いますが、この類型が対象のセンサス集落数ですと4,700、協定数ですと1,455協定ということでございました。

最後のDは、BなりCなりの混在している形ということでございました。少し時点が古かったり、あるいはセンサス集落そのものが2000年と2005年の一致するものという前提が置かれておりますので、今現在の集落協定とセンサス集落の関係ということではないわけでございますけれども、私どもこのような形で一定の重なり具合というものを推計させていただきましたのでご紹介させていただきました。

恐縮でございますが、本体資料1の33ページにお戻りいただきたいと思います。

協定の総合評価に対する意見の最後は、今回の中間年評価においては協定ごとに、「優」、「良」、「可」、「不可」という、4段階で評価したわけですが、今の大学システムの中ではちょっと古いということで、今の大学では、「優」の上に、「スーパー優」というのがあるということでございまして、そういうご意見がございました。ですから、こういった形で調査するに当たっても、本当に特に優れている優、「スーパー優」のカテゴリーを設ける考えもあるのではないかとご意見がございましたので記載させていただいております。

次に、取り組むべき事項別の評価結果に対するご意見といたしまして、まずは「体制整備に取り組む協定については、当初ハードルが高いという予想があったということでございましたが、評価結果を見ると、おおむね指導・助言を要せずに84%以上が達成できそうだということで、これはきちんと取り組まれているということを裏づけるもので、2期対策の制度設計時の考え方に、現実の方向が向いているのではないか」といったご意見。

あるいは、「中山間地域の所得の向上、あるいは活性化を図っていくためには、今後、日本社会がサービスの要素、具体的には例えば地場産業としての農産加工とか販売、都市住民との交流といった活動の強化が求められる中で、この交付金が交付されている協定の活動が、特に体制整備単価をもらっている集落の活動の中で、そういったサービスの要素の活動が少ないということは、本制度における課題の1つなのではないか」といったご指摘がございました。

都道府県の評価に対する制度の効果についての私どもの取りまとめに関しましては、私

どもは、恐縮でございますが、本資料の27ページを少しご覧いただきますと、この制度の地域、あるいは集落の活性化に対する効果ということを都道府県から報告をいただいたわけですが、その中に、「話し合いの活発化」19%というのがございまして、私どもはこの「話し合いの活発化」が図られたということも含めて、「活性化が図られた」としたのが9割以上と整理させていただきましたけれども、この点につきましては、「話し合い活動が増えたからといって、直ちに地域が活性化すると評価するのは早計なのではないか。もう少し留保した見方も必要ではないか」というご意見をいただきましたので、記載させていただいております。

その他、以上の分類には属さないと思われた意見といたしまして、まず「本施策が耕作放棄の防止機能を持っていることが明らかで、たとえ推測値であっても、この制度がなかったならば、発生したと推計される面積を実数、数値で示すことが必要ではないか」といったご意見。

あるいは、「平地に比べて中山間地域の耕作放棄の増加率が鈍化しているということこそ本制度の定量的効果として評価してもよいのではないか」といったご意見。

あるいは、「農業者の高齢化が進行している中で、耕作放棄地が発生していないということであれば、それは誰かがカバーしているということになるので、誰がカバーしているからなのか、今後、そうした観点からも集落の取組み状況を分析していったらどうか」というご意見。

本制度の政策手段の1つといたしまして、実際、一定の金額、金銭が集落に支払われているわけですが、「交付金をどのように活用した結果が耕作放棄の抑制や集落の活性化につながったのか、その集落の創意工夫の具体的なイメージがわかるような、そういった事例が承知できないか」というご意見がございました。

この点につきましては、補足参考資料といたしまして19年度の取組み事例というものを用意させていただいております。

本日は、この資料のご説明は省略させていただきますけれども、実は先月の検討会が終了いたしました後、農政局、都道府県を通じまして、私どもで一定の書式をきりまして事例を収集いたしました。そして、その収集した事例に基づきまして、集落が特定できるような情報は省略させていただいておりますが、それぞれ「優」、「良」、「可」ごとにどういった取組みがあって、交付されたお金がどういった活動にどのくらいの割合で使われたかという情報を集めさせていただいております。

後ほどご覧いただければと思いますが、これをめくりますと、実際にどのように交付金

を使ったかということが、見てとれると思いますので、ご参考にしていただければと思います。

引き続きまして、34ページに戻らせていただきまして、さらにはその他の意見といたしまして、海に囲まれた日本の場合では、多面的機能の発揮の観点からも、離島や半島で実施されている農業と漁業の連携も重要だろうということとして、「農業と漁業の連携にこの直接支払制度が役立っていると考えられる取組みを分析しておくことも必要ではないか」といったご意見。

あるいは、「中間年評価や最終評価は、その制度の改善方向を見ていく上で、重要であり、確かにこのプロセスでは、地元、とりわけ市町村、都道府県に負担がかかるが、負担がかかることは承知の上で、きちんとこの評価の仕組みを要領や運用に明示しておくべき」というご意見。

さらには、「農地を守るという目標を達成するために、この中山間地域等直接支払制度の中で、加算措置などを増やして、より強い農業生産体制の整備を誘導していくべきなのか。あるいは、この制度は、コスト格差是正等の目的に集中して、それ以外は他の施策で対応していくべきなのかということは、今後のこの制度のあり方を検討していく上でのポイントになるのではないか。」といったご意見があったところでございます。

それらをこのページに整理させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、36ページをご覧ください。

このようなご意見があったことを踏まえまして、私どもの「まとめ」といたしましては、前回は、ご議論を賜っておりませんでしたので、「最終年度の目標達成に向けて、市町村、都道府県と連携して取り組んでいく必要があるのではないか」としてございましたが、前回の検討会でいただいたご意見を踏まえまして、最終の3行でございしますが、「以上のように、市町村、都道府県段階における効果等の評価は、全体的に高く、また、地域における取組も順調とみられ、国の第三者機関の議論においても、『中間年評価の内容とそれについての分析結果については、全体として合理的』などの意見もいただいていることから、農林水産省としては、最終年度の目標達成に向けて引き続き市町村、都道府県と連携して取り組んでいくこととしたい。」と変えさせていただいております。

私からの資料の説明は以上でございます。

なお、関連データにつきましては、前回は18年度の実施状況とのクロス集計でございましたが、今回は、19年度の実施状況とのクロス集計に変えさせていただいております。

ただ、前回にも申し上げましたが、2万8,000を越える協定数の中での1年間の出入り

がございまして、200くらいのオーダーでは協定数は変化しておりますが、前回申し上げたとおり大きな傾向の変化はなかったというところでございます。

なお、この関連データの各表題につきましては、総合評価の結果別で整理していたため、一部表記が抜けていたというご指摘もございましたので、その点も反映させていただいております。

局長からの挨拶にもございましたが、本日この検討会の場で、この中間年評価の結果（案）について、特段のご異議、ご異存がないということであれば、私ども省内の決裁手続き等をして、今月末までに公表いたしたいと考えてございます。よろしくご議論のほどお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

今、ご説明いただきましたが、このご説明の内容、あるいは資料に記載されている内容等々につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

中間年評価の最終的な取りまとめということで、一番最後のページの最下段に書いてある部分でございますが、それはその前の今ご説明ありました33、34ページ等々に先般のこの会合で皆様方にいただいたご意見を整理していただいたものでございますが、これらについてご質問ございましたらお願いいたします。

○守友委員 私、前回出席できませんでしたので、その後、事務局の方との打ち合わせの時間もなかったので、少しコメントをしようと思います。

基本的には、33から34ページのまとめの大枠を逸脱するものではないと思っておりますが、例えば、ページごとに見ていきますと、12ページであります。総合評価のこの「優」の割合が多くなるというのは、参加者数が多い、交付面積が多い協定という傾向がはっきりしているのですが、これは相関関係は読めるのですけれども、なぜそういう因果関係になっているかはこれからは読めませんので、今後、検討をする必要はあるだろうということでございます。

ですから、大枠については何ら問題はないのですが、今後、継続という点になりますともう少し詰めが要るだろうと思っております。

それから、13ページですが、支給停止のことが出ておりまして、これは既に他の委員から出されておりましたが、支給停止というのはかなり厳しい評価でありましたので、逆に言うとこれはかなりきちとやったということにも読み取れるということで、既に書かれている考え方と私も一致しております。

それから、14ページになりますが、これは先ほどの12ページと重なった議論になります

けれども、「優」は面積が広く、参加者が多いというところときれいな相関関係が出ています。

それから、「優」と耕作放棄防止との相関関係もきれいに読めると思います。

ただ、問題は、面積の広さ、参加者の多さと耕作放棄の相関関係があるのかというのは、ここからだけでは読めないです。

この辺、もう少し実例的な検証が要るのではないかとということでもあります。

それから、18ページのところで、先ほども室長からコメントございましたように、右側に円グラフが書いてありまして、話し合いの変化というところでございます。

これに関しては、話し合いが増えたということだけでは活発化したとは必ずしも言えないのではないかとコメントがあったのですが、私は確かにそういうご指摘は受けた上で、やはりこれは1つの大きい成果であると確認しておく必要があるのではないかと思います。

それから、19ページになりますが、「A要件」、「B要件」というところになります。これは、「A要件」のほうが多くて、「B要件」が少ないという、従来指摘されているところがございすけれども、簡単に言えば、「B要件」のほうハードルが高いだろうということが言えます。

しかしながら、AもBも「指導・助言を要せず」、「指導・助言を要する」、この相互を比較して見ると、AもBもほとんど変わりません。ですら、普通に考えますとBはハードルが高いので、取組み事例が少なくて厳しいから指導・助言が多くなるのかなということ必ずしもそうではない。

ということは、逆に言えば、Bを選択した集落はかなりやる気があるということで、数は少ないけれども、指導・助言しないですんでいるということになってきます。ですから、こうしたやる気のある集落の掘り起こしと実態解明が別途必要になるだろうと考えました。

なお、今日いただきました資料を見ましたら、実例が出ておりますので、この辺とつき合わせながら見ていくと、この点はさらに明らかになるのではないかなと思いました。

あと21ページでございすが、加算措置との関係でございす。

加算措置の評価は既に今日の資料の34ページの一番最後に出ておりますけれども、実は、この加算措置、2期対策からひろがってきているわけですが、若干、構造政策的な側面が直接払いの中に入ったという感想を私は抱いているんでございす。しかし、加算によって、こういう構造的な政策を進めるだけのプロモートする力になっているのかとい

うと、このデータからだとは少し読みにくいのではないかと思います。

そこで、既に本文の34ページの一番下に書いてございますけれども、コスト格差是正ということはやはりこの制度の基本ですので、これはこれとしてきちんとやるのであって、この構造的な側面を直接払いの中に全部持ち込むのは難しいのではないかと、このような感想を抱いたわけでございます。

多少長くなりましたけれども、以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまのご意見は、今日の資料の中に記載されているものも随分あると思いますが、新たにつけ加えるものは何かございますか。

○守友委員 基本的にはこの枠組みで私はよろしいと思っておりますが。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

しかしながら、実態はもう少し踏み込んで見たほうがいいですよということですね。

○守友委員 今後を考えるとその点が必要だと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○柏委員 今の守友委員の一番最後の加算措置の話ですが、これは構造政策的な、そのようになるのかならないのか、実態としては少しまだわかりませんが、これは基本的人に入れた経緯としては、やはりコスト格差の問題ですね。つまり拡大となる規模のデメリット、それを是正するという事で入れていると理解してよろしいでしょうか。

○中山間整備推進室長 この加算措置につきましては、前回ご説明いたしましたとおり、規模拡大加算は、1期対策からです。2期対策から導入されたのが土地利用調整、耕作放棄地復旧、あるいは法人設立でございます。規模拡大加算が1期対策から導入された経緯というのは、私が承知する限りですが、中山間での規模拡大は、平地に比べて、コストがかかるので、そのコスト差分をこの対策で見ておくべきではないかといったご議論があったので導入されたと承知いたしております。

○佐藤座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○村田委員 第三者機関の委員からの意見を変えるものではないんですが、先ほどいただいた補足参考資料の取り決め事例をパラパラ見ると、やはりお金の使い方は、さまざまで、それぞれ主たるべき成果を上げているということがわかりました。

改めてなんですが、この中山間直接支払という直払方式の有効性、効率性ということが

確認できるのではないかと思います。

国が補助金の使い方を細かく規定して、支給する、従来型の補助金のやり方と比べて、使途を細かく限定しないで、直接支払いという形で、あとは地域の創意工夫に任せるという、そういう補助金というか助成の仕方、そういうやり方をすると、使い方はさまざまだけれども、それなりに効果を上げている。やはり地域に人材がいるとか、自然条件が違うとか、さまざまなわけです。それを上からというんですか、国が細かく縛るよりか、地域の自主性に任せるほうが効果があるということが明らかになって、改めて直接支払方式という助成の仕方の有効性が確認されたんじゃないかと思います。

それから、もう1つ、全然別の話で、これは悩ましいので、私自身もどうあるべきか結論が出ないのですが、34ページが一番下のところ、中山間直払いというのはあくまでも条件不利地域対策という意味で、コスト格差是正対策ということに間違いのないところなんです。しかしながら、第2期になって構造政策的な部分が付加され、定着しているわけです。それが実際相当の成果を上げている。

こうした構造政策的なものを付加するというのは、政策としては邪道なのかもしれないけれども、現実的にはやりやすい、あるいは効果が上がるのではないかという気もするんですね。

ですから、今ある制度にどんどんくっつけていくということは、本来あるべきコスト格差是正という政策の狙いが薄まってしまうことになるかもしれません。しかし、定着したこの制度を活用するという意味では、構造的な政策を付加するのも邪道かもしれませんが、1つの方法かもしれません。

新たに全然別な形で、耕作放棄地対策をきちんとやるとか。いわゆる限界集落対策をきちんとやるとか。そういうことのほうがいいのかもしいのかもしれませんが、それがうまく機能するかどうかはまた別の問題だと思うので、僕自身悩んでいるという話です。今後、検討のひとつのポイントになるということ以外何もなし話ですが。

そういう感想を持っているということを改めて述べさせてもらいました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

前半のご意見はどういたしましょうか。

○村田委員 つけ加えなくても結構です。

○佐藤座長 後半のご意見については、小田切先生、何かご議論ありますか。

○小田切委員 いや、直接にはございません。今後検討すべき課題だと思います。

別のことになって恐縮なんですけど、33ページの4つ目の「○」は、私が発言させていた

だきました。

基礎単価の中で、「可」が8%ある。これをどのように評価したらいいのかということで、問題意識を持って、今日つくっていただきました事例集を拝見いたしました。

そうすると幾つかの新たな発見がございまして、補足参考資料の右肩に事例番号がついていて、例えば30などを見る、この30という事例、熊本の事例ですが、総合評価が「可」なんです。それで、裏面を見ますと、なぜ「可」なのかと言うと、多面的機能を増進する活動が「 」というようについているわけなんです、しかし表の面で見ると、NGOとの協定、共同作業などをしていたり、あるいは農作業の共同化をしていたり、これはむしろ体制整備単価に十分乗れるような協定だと思うのです。

体制整備単価に乗れるような協定でありながら基礎単価に存在している。そして、活動自体もちろん市町村がいかなる理由で「 」をつけたのかよくわかりませんが、活動自体もNGOとのこういう連携、かなり強力なものだと思っておりまして、その点で、「可」としてついたものの8%の中には、この主のものがかなり混在しているのではないかと思います。

繰り返しになりますが、そもそも基礎単価の中に、本来体制整備単価に移行してもおかしくないものが潜り込んでいるということ。それから、「可」として評価されたものの中に、活動が不十分だから「可」というよりもむしろ評価方式の問題として「可」になってしまっているものが存在するのではないかということを感じました。

それから、ついでに事例番号28もご覧いただきたいんですが、私は大変驚いたんですが、これも基礎単価なんです、実は、A要件、1つを「○」にしているんです。2つ「○」がついてないために、体制整備単価になっていない。つまりわざわざ8割単価でありながら、A要件の1つに「○」をつけて、それに取り組んでいるという、こういう事例があるというのを初めて知りました。

そういう意味で、私はむしろ基礎単価の中に、かなり有用な事例がある。それを体制整備単価のほうにステップアップできないでいる、そういう状況のほうの問題ではないかと思っております、引き続き推進体制と言いましょ、それをご検討いただきたいと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

今のご意見はどういたしましょうか。4つ目の「○」の中で読めるか読めないかですが、実態的に少し問題がある、集落協定なのかを分析する必要があるということで読んでいいですか。

○小田切委員 それはよろしいかと思います。今のことは、あくまでも事例ですので、こういった分析をさらにしていただくということが必要だということを示しておりますので、表現としてはこのままでよろしいかと思います。

ただ、その含蓄としては、「可」というのは評価方式の問題、むしろ評価が厳しい、そこにあるのではないかと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○松田委員 評価結果の全体の内容については、もちろん異議はないんですけども、今後ずっとこういう評価をする際に、この案では5ページから6ページにかけて書いてあります中山間地域農業の現状を把握する。どういう場面でこれが行われているかというのを把握する際に、一貫して農家は販売農家だけを対象にして、このバックグラウンドになるデータをとってきておられるんです。

それはそれで確かに意味があると思うんですけども、やはり面としての地域の土地保全ということを考えますと、そこには自給的農家の方々も集落協定には参加しておられるわけですし、そうなりますとバックグラウンドデータとして、例えば6ページの(ア)とか(イ)で出されているのと実際の活動との間に若干ズレがあるというのは心配になるので、この次の、来年度以降評価するときには、1度自給農家も入れた評価と言いますか、分析をなさっていただいたほうがいいのではないかなと思っております。

○佐藤座長 もう少し地域の実情がわかるようなということですかね。

はい、わかりました。

○中山間整備推進室長 その点につきましては、私どもでどのような対応ができるか、検討したいと思います。

ただ、販売農家で見えていくというのは、これまでもずっとそのベースで分析してきておりまして、また、白書も含めまして、さまざまな分析が販売農家に基づいて実施されているものですから、この検討会における議論のみ自給的農家も含めてというのを本体資料に乗せていくというのが果たして可能かどうか、そういった点、研究はいたしていきたいと思いますが、そういった事情があるということもご理解いただきたいと思います。

○松田委員 販売農家は大体70%弱なんです。自給農家が25から30%ありますから、そこを今後考える必要があるのではないかなと思っています。

○佐藤座長 では、検討いただくということで、よろしくお願いいたします。

大体、予定の時間になりましたが、ほかに何かご意見ございますか。よろしいでしょう

か。

どうもありがとうございました。

それでは、中間年評価につきましては、今、さらに検討を深めるというご意見を多々いただきましたが、中間年評価については、きょう提示したものでお認めいただくということで（案）を取らせていただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、2番目の議題に移らせていただきます。

平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について、事務局からご説明お願いいたします。

○中山間整備推進室長 引き続きまして、私のほうから実施状況について、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

この資料、毎年ほとんどフォームを変えてございませんので、例年どおりページをおめくりいただきまして、1ページから19年度の実施状況ということでご説明させていただきます。

まず、この市町村の数でございますが、合併等により19年度は、前年度に比べまして、減っております。

対象市町村数で言いますと、2つの市町村が減で1,128、そのうち、交付金を交付した市町村数1,038ということでございまして、対象市町村数に占める交付金を交付した市町村の割合が92%と前年度と同じでございます。

続きまして、2ページです。

協定数でございます。協定数は、前年度の18年度と比較いたしまして193、200弱が増加いたしまして、2万8,708ということでございます。

この中で、集落協定2万8,253についてでございますが、中間年評価では、2万8,255でございましたので、2つほどこの3カ月間で落ちたということでございます。

3ページは集落協定のほうの協定数ということでございまして、先ほどご説明いたしましたとおり、2万8,253協定、全協定に占めるシェアが98%です。

また、協定のうちの基礎単価に取り組んだ協定が1万5,047、体制整備で取り組んだ協定数が1万3,206ということで、その割合は円グラフにございますように、53%、47%ということでございました。

個別協定につきましては、455協定ということでございまして、全協定に占めるシェアは2%、また、基礎単価で取り組んだ個別協定が91協定、体制整備で取り組んだ個別協定

が364協定ということで、各々20%、80%のシェアであったということでございます。

1枚おめくりいただきまして4ページ、5ページですが、こちらでは交付面積について分析させていただいております。

まず、平成19年度の実際に交付金が交付された面積は、66万5,000haということでございまして、18年度と比較いたしますと2,000haほど増加いたしております。

これを基礎単価、体制整備単価ごとに見ますと、基礎単価が13万7,000ha、全体の21%。体制整備単価が52万8,000ha、全体の79%を占めているわけでございます。

5ページに移らせていただいて、担い手の農作業の委託とか法人の設立、そういった場合に、別途、加算措置があるわけですが、この加算別の面積を見ますと、規模拡大加算が1,973ha、土地利用加算3,432ha、耕作放棄地復旧加算83ha、法人設立加算、これが特定農業法人4,372ha、農業生産法人2,727haということでございました。

この協定別の交付面積を見ますと、集落協定が66万7haで99%、個別協定が1%の4,533haということでございました。

1枚ページをおめくりいただきまして、6ページ、7ページは、地目別の交付面積ということで整理させていただいております。

地目別の割合でございしますが、全国ベースでは、田が44%、畑が10%、草地が43%、採草放牧地が2%ということでございまして、ある種当然ですが、北海道におきましては草地が87%、都道府県においては、田が75%と最も多くなっております。

地目別の交付面積率で見ますと、全国の交付面積率は、82%でございます。対象農用地面積に占める交付面積で見ますと82%を占めていて、それを地目別に見ますと、田が80%、畑が65%、草地が91%、採草放牧地が84%となっております。

1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページです。

こちらは、交付基準別の交付面積を概観いたしております。

交付基準は、急傾斜、緩傾斜等の基準でございしますが、その割合を見ますと、全国ベースでは、急傾斜33%、緩傾斜25%、高齢化比率・耕作放棄地率が高いところが0.1%。小区画・不整形0.1%。草地比率の高い草地41%。8法地域内特認0.5%となっております。

9ページは、交付基準別の交付面積率でございします。

交付面積率を基準別に見ると、こちらは単純に面積割合と違ってきてございまして、急傾斜が76%、緩傾斜が78%、高齢化率・耕作放棄地率28%、小区画・不整形52%、草地比率の高い草地91%、8法地域内特認100%となっており、ある種特認を設けるくらいです。

から、そこでは全面積が交付されたということかと思えます。

1枚おめくりいただきまして10ページ、11ページです。

こちらでは、例えば、農振農用地への編入がどれほどあったかということを見てください。

この数値、2期対策が開始いたしました17年度から19年度までの累計の面積でございます。

17年度から19年度までに、農振農用地区域外の農用地を新たに農振農用地区に編入した市町村数238、編入された面積は累計で2,407haということでございました。

また、耕作放棄地の取扱いについては、耕作放棄地の復旧が170ha計画されておりまして、うち19年度までに実際に復旧されたのが63haということでございます。

また、自然災害を受けまして、現在、農地としての復旧が必要なものにつきましては、634haの計画に対しまして、546haが復旧されているということでございます。

林地化につきましては、51haの林地化計画に対しまして、17haが19年度までに林地化されているということでございました。

10ページの4番の交付総額でございますが、これは国から都道府県の基金に入った金額に都道府県、市町村、それぞれの負担分を合わせまして、実際に農業者に交付された金額でございます。平成19年度におきましては、その総額は、516億9,800万円でございます。

また、11ページの協定の概要でございますが、この交付金額等を協定当たりの参加者数や交付面積、交付金額で見てください。

まず、集落協定でございます。

1 協定当たりの交付面積は全国平均で約23ヘクタール、北海道では約798ha、都道府県では約12haということでございました。

1 協定当たりの交付金額につきましては、全国平均では約182万円。ただし、北海道では約1,971万円。都道府県では約156万円となっております。

また、1 協定あたりの参加者数、交付面積、交付金額、並びに参加者1人当たりの交付金額、いずれにつきましても、表に整理してございますが、体制整備単価に取り組む協定の規模が基礎単価に取り組む協定の規模を上回っているということでございます。

なお、下段、個別協定につきましては、その平均の交付面積が約10ha、平均の交付金額は約64万円ということでございました。

1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページです。

こちらでは協定の規模の分布ということで、規模別にどの程度協定数があるかというこ

とを分析してございます。

農用地面積別の協定数、これを見ますと都道府県では5ha未満層が約4割を占めています。ただし、都府県でも20ha以上層、こちらの表で都府県のところで全体を足し上げて14.8%という数字が黄色に色づけされておりますが、都府県でも20ha以上層が約15%存在するというところでございます。

北海道では、階層はバラけているわけですが、1,000haを越える集落協定が約12%存在しているということでした。

個別協定で見ますと、個別協定における協定数、農用地、規模別の協定数ということで、5ha未満層が約65%と最も多いということでございます。

13ページでは、参加者、構成員の状況ということを見てございます。

集落協定の参加者の内訳を見ますと、交付面積を持たない、交付農用地を持たない農業者、あるいは非農業者の集落協定への参加者数は北海道で5,637人、これはカッコ書きしてございますが、この黄色いところの下の方の欄に黄色で印をつけてあるものの両者を足上げた数字ということで、参加者全体の中で約27%と高い。他方で、都府県では、全体では3万5,651人ということですが、全参加者数に占める割合では、約6%ということで、都府県は北海道よりその比率は小さいという結果が出てございます。

これを個別協定ということで見ますと、個別協定では個人の認定農業者、これに準ずる者が全体の7割を占めているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、15ページ、こちらでは集落協定の活動内容をここからは整理させていただいてございます。

まず、マスタープランで定めた内容を見ますと、下の棒グラフを見ていただければ一目瞭然でございますが、集落を基礎とした営農組織の構築、充実を図っていききたいとマスタープランで定めた集落が最も多く41.4%。次いで核となる集積対象者の育成、集積対象者への農用地への集積を図っていききたいと定めた集落が31%の順になってございます。

なお、この14ページの棒グラフの9番、「その他」というところもかなりの数がございますが、「その他」には、環境保全型農業の実践ですとか、農村景観の整備といったことを定めた協定が多かったということでございます。

15ページ、農業生産活動等の、全協定必須の耕作放棄の防止等の活動については、農地の法面管理が77%で最も多く、次いで賃借権の設定・農作業の委託ということが45%、さらには、鳥獣被害の防止対策ということが40%の順で行われているということでした。

1枚おめくりいただきまして、16ページ、こちらでは多面的機能を増進する活動、これも選択必須ですが、1つ選択すれば必須活動になります。この活動の中では、周辺林地の下草刈、これが67%で最も多ございました。ついで景観作物の作付け40%、堆きゅう肥の施肥17%といった順番になってございます。

17ページ、こちらは体制整備での取組みということでございまして、まず農地等保全マップを作成していただく必要があるわけでございますが、この農地等保全マップの内容では、農地法面、水路・農道等の補修・改良が81%で最も多ございまして、ついで鳥獣被害の防止43%、農作業共同化又は受委託等23%の順番になってございます。

イでございますが、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動、いわゆるA要件、B要件といった活動の内容でございますが、この活動内容を見ますと、A要件を選択した協定が全体で2万99協定、B要件を選択した協定が1,420協定でございました。

A要件の中で最も選択された事項を見ますと、機械、農作業の共同化が60%、次いで多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携が55%、認定農業者の育成が35%、担い手への農作業の委託が26%となっておりました。

また、B要件につきましては、これは2つしかないわけですが、集落を基礎とした営農組織の育成が57%で多ございました。

1枚おめくりいただきまして18ページです。

18ページ、19ページでは、交付金の使われ方ということになると思いますが、まず交付された交付金が共同取組活動の費用として配分された割合、これを全国ベースで見ますと全体で58%ということでございます。

表で整理させていただきますが、北海道では共同取組活動へ61.1%。他方、都府県では56.8%ということございまして、国のガイドラインのおおむね5割程度を若干上回っているということでございます。

なお、共同取組活動への配分別の集落数を見ますと、最も多いのが50%以上75%未満、これが70%で最大でございます。

すべて共同取組活動に配分して個人へ配分していないという協定が3,629協定、12.8%ございます。

他方、共同取組活動には全く配分していない協定、そうした協定も全国では263協定、約1%存在しているという結果でございました。

続きまして、19ページ、こうした共同取組活動へ配分された交付金の使途を整理してございます。その共同取組活動に配分された交付金の使途を見ますと、最も多く支出さ

れていますのが農道・水路管理費ということでございました。これに25%当てられている。続いて、機械購入、施設整備、災害復旧、イベント開催などに備えた積立・繰越が23%ということでございます。

また、この積立・繰越につきまして見ますと、表にも整理してございますが、北海道においては農道・水路費、多面的機能増進活動費、農地管理費の割合がそれぞれ1割を超えているということです。多面的利用の割合が都府県に比べて北海道は高いということが見てとれるかと思えます。

他方、都府県においては、農道・水路管理費の割合が最も高く、28%という状況になってございました。

20ページ以降は、これらの資料の都道府県別のデータでございますので、本日は、ご説明の方は割愛させていただきたいと思えます。

実施状況についての説明は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○松田委員 まず、5ページで、加算措置でしょうか、その説明の中で、本当に単純な問題なんですけれども、1行目に、「担い手等への農作業の受委託」とありますが、これはどういうことなのかなと思っておりましたら、17ページの農業生産活動等の体制整備の説明で、2行目のところで、「農業共同化又は受委託等」という項目が出てきまして、またその下の農業生産活動等の継続に向けた活動の内容で、A要件の担い手育成というところの「担い手への農作業の委託」となっているんです。

「受委託」というのは、どういう関係を言うのか、ちょっとわからなくなってしまったのでお教え願いますか。

○課長補佐（直接支払企画班） 事務局のほうからご説明をさせていただきます。

農作業の受委託関係でございますが、通常、作業受委託とそれから利用権の設定と2つございまして、農業委員会を通じまして利用権を設定しているものと、それから作業受委託契約をいたしまして、農作業の受委託をしているもの、その2つが入っております。それを合わせまして作業受委託としております。

○中山間整備推進室長 5ページは、「受委託」になっていて、17ページは「担い手への農作業の委託」となっているという言葉の使い方です。

○課長補佐（直接支払企画班） 言葉の使い方でございますが、基本的にはA要件の場合は、地域で担い手を定めていただきまして、そこに農地を集めていくということで「委

託」という形を使っております。

規模拡大加算のほうは、お互いに話し合って、出す人と受け取る人、受委託関係を明確にしていくということでやっておりまして、それで使い分けております。

○松田委員 そうしますと、5 ページの一番上の「担い手等への農作業の受委託」というのはどのような意味になるのでしょうか。

○中山間整備推進室長 こちらは、規模拡大加算を念頭に置いて、その枕詞として使ったので、「受委託」となっております。

他方で、17ページの体制整備のところのA要件の「担い手への農作業の委託」というのは、これは体制整備で、担当のほうから申し上げましたとおり、担い手に集中していくということで、委託された面積が重要になってくるので、ここは「委託」というように使わせていただきました。

○松田委員 17ページはわかりました。受委託関係というのと担い手への委託。そうすると、5 ページの一番上の「担い手等への農作業の受委託」という言葉がわからないんですが。

○中山間整備推進室長 規模拡大加算は、法人でも第三セクターのコントラクターでも、農作業の機械作業の何種類かを委託すればよいことになっています。

○柏委員 今のに関連して5 ページ、 のところ、これは別に規模拡大加算というのは、受委託だけとは全然関係ないですね。

○事務局 構いません。

○地域整備課長 松田先生の趣旨をもう一度確認させていただきたいのですが。

○松田委員 私が委託して、あちらで受託されるという関係なので、「担い手等への」という方向とはつながらないんじゃないかと。

○地域整備課長 「受」のほうがですね。

○松田委員 そうですね。17ページは、お話はわかりました。

○地域整備課長 「担い手等への」というのであれば、「委託」という言葉であれば誤解されないと思いますので、今後少し整理したいと思います。

○佐藤座長 国語上の整理、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

○小田切委員 事実の確認ということで、少し細かいことで、また例によって基礎単価と体制整備単価のことで恐縮なんですけど、今年度で2,600haの体制整備単価が増えたというのは大変喜ばしいことだと思っています。

今の資料は、23ページで、どこで伸びたのかというのを見ますと、2,600haのうちの半分が、中国四国、1,300ぐらい増えておりまして、そういう意味で高齢化が最も進んでいる中国四国で体制整備単価が増えているというのは、やはり注目すべきところだと思います。

それで、繰り返しになりますが、これは前の委員会でも申し上げたと思いますが、これは基礎単価からステップアップしたものか、あるいは新たに体制整備単価にいきなり入ったものなのかという、その辺の仕分けは手持ち資料としてお持ちになったほうがよろしいかと思います。

あるいはこれも事例的なものを、何がしか押さえていただくと、先ほど申し上げたように、基礎単価を体制整備単価にステップアップするために、どういう課題があるのか、指導の問題なのか、あるいはその他の問題なのかということも同時に検討できるのではないかというふうに思いますので、この辺のところをご検討いただきたいと思います。

いずれにしても、事実認識としてこういう移行がどちらのベクトルから発生しているのか。直接増えているのか、あるいは移行しているのか。その辺のところがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○地域整備課長 基本的には、新規で体制整備として取り組んだものが84協定あります。基礎単価から体制整備に移行しているのが178協定あります。その他、統合などにより多少プラスマイナスがありますが、大きくは移行型が増加に影響していますが、移行型のほうが新規よりも倍ぐらい多いということです。

○小田切委員 どうもありがとうございました。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○地域整備課長 今のは、協定数なのですが、面積ベースにしますと体制整備単価が増えたのが4,200ha、そして面積が減ったのが1,600haありまして、差し引きトータルでは、面積が2,600haぐらい増えた形になっています。

体制整備単価が増えた4,200haの面積の内訳は、新規分が766haで、基礎から体制整備に移行した部分に対応する面積は2,244haです。

これも移行型のほうが2,244ha、新規で体制整備に入ったものが766haですから、先ほどの協定数の割合は倍半分だったのですが、面積では移行型の方が多くをカバーしている形になっているという感じです。

また、詳細につきましては、少し整理をさせていただきます。

○佐藤座長 では、それは後ほどまたよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、今日の議題の１と２は終わりましたが、その他につきまして、事務局のほうから、お願いいたします。

○地域整備課長 それでは、私のほうからお手元の参考資料「20年度の農村振興局組織改正」についてご紹介だけさせていただきます。

本年度農水省の組織再編が行われますが、今のところ８月予定ということになっております。そのうちの農村振興局関係についての概要ペーパーでございます。

次のページを見ていただきまして、再編の図というのがあるかと思います。左側が現行の農村振興局の部と課の体制で、右側が再編後ということで、この８月からの再編の予定ということになります。

農村振興局は、今の企画部と整備部という２部の体制で、今現在左側のような課があります。今この中山間の問題を取り扱っている私どもの地域整備課ですけれども、それは左側の下から２番目に整備部の地域整備課とありますが、この８月からは右側にありますように、課が再編されまして、８月以降、この中山間直払い制度も含めてですが、企画部に新しく中山間地域振興課という課を設置しまして、この中山間直払いなり中山間対策をしっかりと取り組んでいくという体制になるということでございます。

政策目的にしっかり沿った形での再編ということで、８月から移行することになります。次回以降はこのような組織体制で対応させていただくとともに、事務局も変わるということをご紹介だけさせていただきます。以上でございます。

○佐藤座長 ほかにございますか。

以上、きょう用意いたしました議題は、これですべて終わりましたので、私の座長としての役割は終わります。どうもありがとうございました。

○課長補佐（直接支払業務班） 大変貴重なご意見、ご審議をいただき、ありがとうございました。

また、本日の議事録の公開につきましても、各委員のご承認をいただく必要がございますので、ご発言の内容等につきまして、改めてご確認のご連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

午後５時２０分 閉会